

「平成19年能登半島地震」の早期復旧に関する緊急要望

去る3月25日、石川県能登半島沖を震源地とする「平成19年能登半島地震」が発生した。

最大震度6強を記録したこの地震で、死者1人、重軽傷者235人、住家被害1,258棟のほか、交通・通信網の停滞、電力・上下水道等の供給停止など多くの被害が発生し、地域の住民生活や経済活動に重大な影響を及ぼしている。

被災市町では、今なお、多くの住民が避難所生活を余儀なくされている状況の中、余震の恐怖と戦いながら、復旧作業に全力で取り組んでいるところであるが、財政基盤の脆弱な自治体においては、災害復旧に充てる経費にも限度があり、その対応に困難を極めているのが実情である。

よって、政府は、被災者に対する生活再建支援策を講じることはもとより、この地震を災害対策基本法に基づく激甚災害に早期に指定するとともに、災害救援、災害復旧などの財政需要に対しては、特別交付税等において十分な措置を行うよう、強く要望する。

平成19年3月28日

全国町村議会議長会

会 長 川 股 博